

労務管理講座(47)

雇用の分野における男女の均等な機会 及び待遇の確保等に関する法律 ～セクシュアル・ハラスメントについて(2)～

メンターネットワーク
社会保険労務士
小森谷経営労務事務所
小森谷 一恵

今回はセクシュアル・ハラスメント(略してセクハラ)のタイプについてお話いたしました。今回は、まずどのような人は加害者となりうるのか?被害者となるのか?を考えてまいりましょう。

セクシュアル・ハラスメントの加害者と被害者
セクハラに加害者となる者は次のような者が考えられます。

事業主	
管理職	上司
同僚	部下
取引先	派遣先企業の従業員
	顧客

これらの加害者の中でも、取引先や派遣先、顧客によるセクハラは顕在化しにくいという傾向があり、問題が深刻なものになりやすいと指摘されていますので注意が必要です。

このため企業内で防止対策を考える上では自社の従業員がその取引先等において加害者となりうることを顧客や取引先の相手等、直接企業が責任を問えない外部の者が加害者となりうることを考慮して対応することが求められます。

一方、セクハラ被害者の圧倒的多数は女性です。しかしながら、セクハラの本質を考えれば、この問題は男女とも起こりうる問題であり、防止対策を講ずる際にも、対象を女性に限定することなく、すべての労働者にとって働きやすい環境を整える必要があります。

次にセクハラは、「相手方の意に反する性的な言動で、それに対する対応によって仕事を遂行する上で一定の不利益を与えたり、就業環境を悪化させること」と定義付けられています。果たしてどのような行為がセクハラ

に該当するのか、その判断基準をみてまいりましょう。

セクシュアル・ハラスメントの判断基準

セクハラか否かを判断する基準としては、職業生活に関連して本人の訴えや第三者からみて見過ごすことのできない程度の具体的な不利益や被害が生じていること、または生じることが予想されることが重要な要素となります。

対価型は、職務権限を利用した昇進拒否や解雇等、労働条件への具体的な不利益が実際に発生したか、もしくはこれらの不利益が条件として示されていたかが判断基準となり、比較的理解しやすいものと思われます。

これに対して環境型や地位利用型では、職務遂行等の職場環境への悪影響が判断基準となるため、何が(どこから)セクハラになるのかわからないといった意見が多く、判断が難しい面があります。一般に環境型・地位利用型セクハラ判断基準は次のように整理されています。

性的言動の状況

業務の円滑な遂行に支障を与え、職場環境を悪化させる程度のものであることが要件となります。例えば、抱きつく、胸・腰にさわるといった行為は1回であってもセクハラになると考えられます。言葉によるものであればどの程度繰り返されているかが重要な基準となります。また、加害者に対し「不快だ」「やめてほしい」とはっきり言ったにもかかわらず、その性的言動が続くようであれば、より悪質なものといえるでしょう。

このようにセクハラに該当するか否かについては、個々のケースごとに状況を総合的に判断していく必要があります。

意に反する言動とは・・・?

相手方の「望まない」言動であって「不快な」ものをいいます。

したがって、たとえ相手がその言動に「応じた」場合でもセクハラになることが考えられます。権限を持つ加害者に対しては、逆らった後の悪影響をおそれて「望まない」言動を受け入れてしまったり、その場ではっきり拒否できないような場合も考えられ、本人の「望まない」言動であるなら、それはセクハラと判断されます。

不快な言動かどうかの判断基準

女性に対して行われたその意に反する性的言動が、セクハラに該当するほどの不快なものだったかどうかについては、通常的女性（一般通常人としての女性）の感じ方が判断の基準となります。しかし、被害者が普通以上に性的感受性が強い女性であっても、本人が不快であると意思表示をしているにもかかわらず、その性的言動が繰り返されるような場合は、「通常的女性」の感じ方にとらわれず、被害者本人の気持ちが判断の基準とされるべきであると考えられています。

法人協会ニュース

中小企業基盤整備機構と業務連携に伴う覚書の締結をしました

今年度から経営相談などの業務で連携をしてきた中小企業基盤整備機構（中小機構）さんと農業法人に対する経営相談及び支援施策の情報提供に関する業務の連携・協力をするため、覚書を締結しました。

この覚書は、中小企業基盤整備機構（中小機構）と社団法人日本農業法人協会（協会）とが相互に連携・協力することで、多角的な農業経営に取り組む農業法人に対する経営支援を充実させることを目的としています。

今後、様々な中小企業施策メニューを会員の皆様が利用しやすくなるよう、事業を進めてまいります。

海外販売促進セミナーのご案内

先般来ご案内しております海外商談会（香港・台湾・シンガポール、別添資料参照）の実施にあたりまして、会員の皆様より「現地の食文化・日本食マーケットを知りたい」、「効果的・効率的に商談会の準備を進めたい」、「輸出は初めてなので必要な手続きを知りたい」といったご要望が寄せられています。このため、当協会では、こうしたご要望にお応えするセミナーを開催することといたしました。

すでに本商談会に参加予定の方はもとより、

海外市場に興味をお持ちで、海外商談会への参加を検討中の方にも広くご案内いたします。本セミナーに参加を希望される方は、当協会事務局までご連絡下さい。

日時：1月25日（金）13:30～16:30

会場：当協会1階会議室

内容：香港、台湾、シンガポールの概要
・各国の人口推移、経済成長率、生活水準など
・特徴的な食文化、食生活、日本食マーケット
・現地サプライヤー、バイヤーの動向、留意事項（検疫など）

海外商談会の概要

・本商談会の特徴、開催日程、行動詳細
・開催までのスケジュール、事前準備のポイント
・海外販売のための貿易実務等について

参加費：無料（会場までの交通費は各自負担となります）

お問い合わせ先：事務局（担当：高須・濱野）TEL 03-5156-0365

自社の経営に役立つ！「実践企業的経営体養成研修会」が開催されます

法人経営をしていく上で欠かせない「人材育成」「労務管理」「事業承継」「ビジネス連携・マーケティング」「リスク管理」などのテーマで、経営に役立つ様々なプログラムを3日間受講していただく研修です。全ての内容は実務に直結したものと

なっており、受講者同士の情報交換の場面も予定しております。受講料は無料！先着順です。是非ご参加下さい。

日時：1月22日（火）～24日（木）

場所：ホテルJALシティ田町 東京

（JR「田町駅」芝浦口より徒歩5分）

受講料：無料（開催地までの交通費、宿泊費、昼食代等は各自にてご負担頂きます）

定員：各コース 20名（先着順です）

プログラム：

・「販売宣伝・マーケティングの実務とビジネス連携」

・「経営を持続し、発展させるためには」他

お問い合わせ先：事務局（担当：山中）

TEL 03-5156-0365

アグリビジネス経営塾 第350号

本紙に関するお問合せは下記までお願いします。
社団法人日本農業法人協会

（HP <http://www.hojn.or.jp/>）

TEL:03-5156-0365/ FAX:03-5156-0366

MAIL: juku@hojn.or.jp

© (社)日本農業法人協会 2007

本紙掲載記事の無断転載を禁じます。